

# 新型コロナウイルスワクチン接種計画

令和3年3月29日

【1.0版】

佐久市・立科町

# 目次

## はじめに

1	計画の目的	1
2	全体の枠組み	1
3	合同接種	1

## 第1章 接種の概要

1	実施主体等	2
2	接種対象者数等	2

## 第2章 接種体制

1	実施方式	6
2	接種体制案	6
3	対象者ごとの対象方針等	7

## 第3章 事前周知から接種までの流れ

1	接種までの流れ	8
---	---------	---

## 第4章 相談・周知・予約体制等

1	相談体制	9
2	市民への周知・広報	9
3	予約体制	10

## 第5章 集団接種の流れ

1	当日の流れ	11
---	-------	----

## 第6章 自治体連携による共同接種の実施について

1	共同接種について	12
2	共同接種の概要	12
3	共同接種の目的	13
4	共同接種の内容	13

## 第7章 モデルケース接種について

1	概要	14
2	実施の目的	14
3	実施方法	14

## 第8章 安全性の確保

1	救済制度について	16
2	給付の種類	16
3	相談・請求窓口	16

【参考】実施計画作成に当たって検討すべき要点

## はじめに

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、我が国を含め世界各国で開発が進められており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会）においては、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

当該感染症のまん延予防のため、国、県と協力し、円滑な接種を実施していくことが重要である。

### 2 全体の枠組み

新型コロナワクチンの接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しではある。新たな技術を活用したワクチンの開発が進められており、ワクチンによっては特殊な流通方法が必要であると考えられること等から、ワクチンの供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要がある。

### 3 合同接種

近隣市町村における医療体制の構築として、佐久市、立科町、東御市が川西赤十字病院を共同設置している。

ワクチンを無駄にしない取り組みとして、同じ医療圏である佐久市及び立科町が連携し、合同接種を行うことで数少ない貴重なワクチンの効率的な運用を目指す。

## 第1章 接種の概要

### 1 実施主体等

項目	内容
実施主体	佐久市・立科町
接種対象者	全ての佐久市民・立科町民【予定】
実施方式	個別接種・集団接種の併用
接種委託先	佐久医師会・市内及び町内各医療機関
実施費用	国庫支出金（10/10）
実施期間	令和3年2月17日～令和4年2月28日 ※ワクチン配分の時期・量により変動
体制構築目標	令和3年4月

### 2 接種対象者数等

#### (1) 対象者の範囲

新型コロナワクチンの接種対象者は、接種を受ける日に、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第7145号）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外することとされている。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

#### (2) 接種順位及び対象者数の見込み

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなる。

現時点における、接種対象者の優先順位等は次表のとおりである。

なお、接種順位については、関係の審議会等における検討や、今後の科学的知見により、見直されることがある。

【(参考)：佐久市及び立科町の接種対象者数見込み及び優先順位等について】

佐久市・立科町総人口 ※令和2年12月31日現在		佐久市：98,661人	立科町：7,063人	
優先順位	接種対象者	推定人数(人) 【佐久市】	推定人数(人) 【立科町】	備考
1	医療従事者等	2,960	212	総人口の3%で 推定人数を算出 (都道府県で算出)
2	高齢者	30,214	2,702	住民基本台帳年齢 階級別人口の 65歳以上の者
3	基礎疾患を有する者 【20歳～64歳の場合】	6,216	445	総人口の6.3%で 推定人数を算出
	基礎疾患を有する者 【20歳～59歳の場合】	4,834	346	総人口の4.9%で 推定人数を算出
4	高齢者施設等従事者	1,480	106	総人口の1.5%で 推定人数を算出
5	60歳から64歳の者	6,225	524	住民基本台帳年齢 階級別人口の 60～64歳の者
6	上記以外の者 【16歳以上】	33,341	2,015	
※	上記以外の者 【16歳未満】	13,361	713	※現時点では対象外

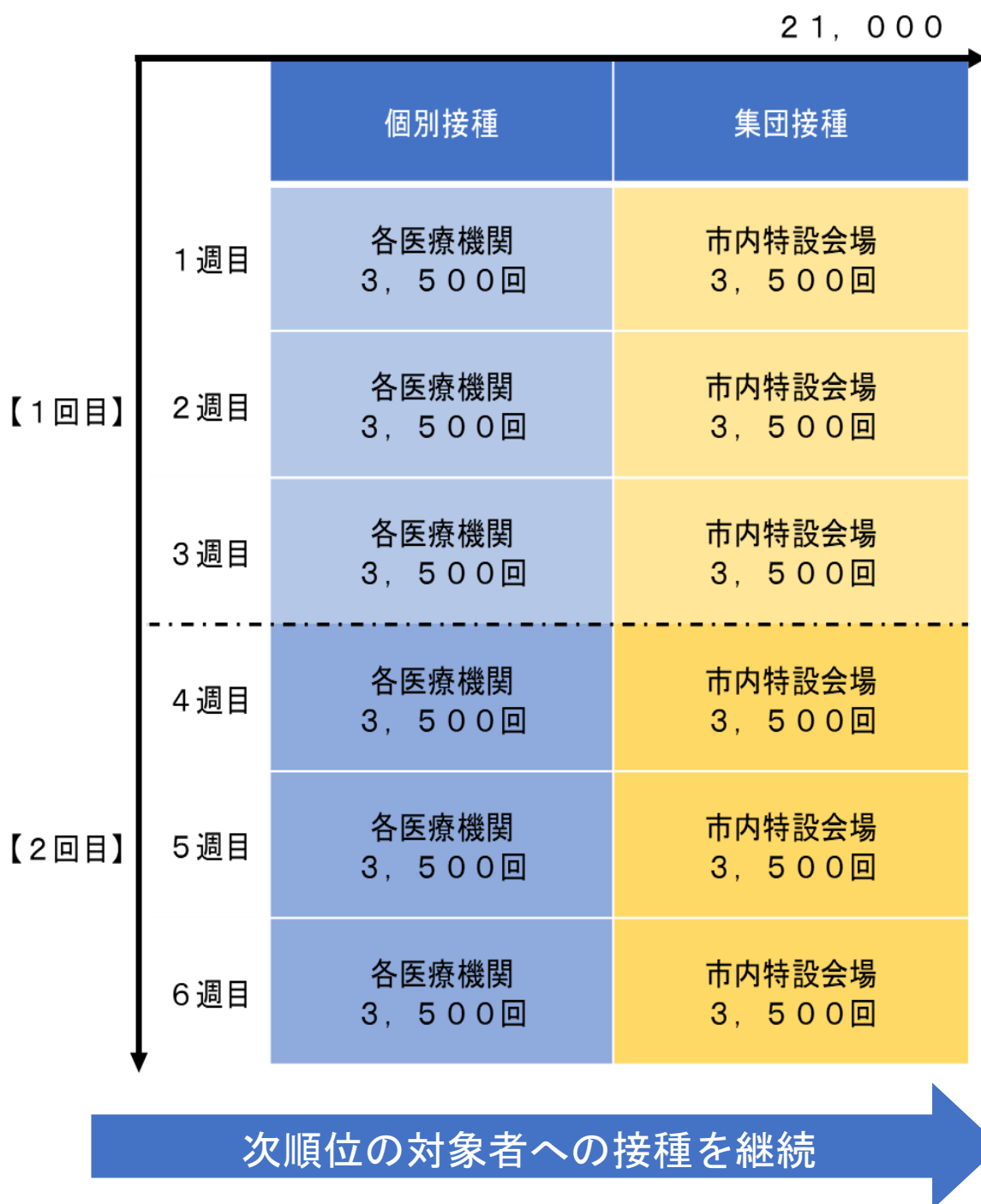
【(参考) : 新型コロナワクチン接種対象者の定義】

	区分	内容
1	医療従事者	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する者 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1 令和3年度中に65歳に達しない者であり、かつ、以下の病気や状態の者で、通院又は入院している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性の呼吸器の病気</li> <li>・慢性の心臓病（高血圧を含む。）</li> <li>・慢性の腎臓病</li> <li>・慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。）</li> <li>・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</li> <li>・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</li> <li>・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）</li> <li>・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li> <li>・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li> <li>・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li> <li>・染色体異常</li> <li>・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</li> <li>・睡眠時無呼吸症候群</li> <li>・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）</li> </ul> 2 基準（BMI30以上）を満たす肥満の者
4	高齢者施設等従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員
5	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。
6	上記以外の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

## 接種者数の想定（高齢者）

- 65歳以上高齢者約3万人、接種率100%、2回接種で6万回の接種が必要
- 週当たり1万回接種することで、6週間で2回の接種（6万回）が完了

### 【接種イメージ】

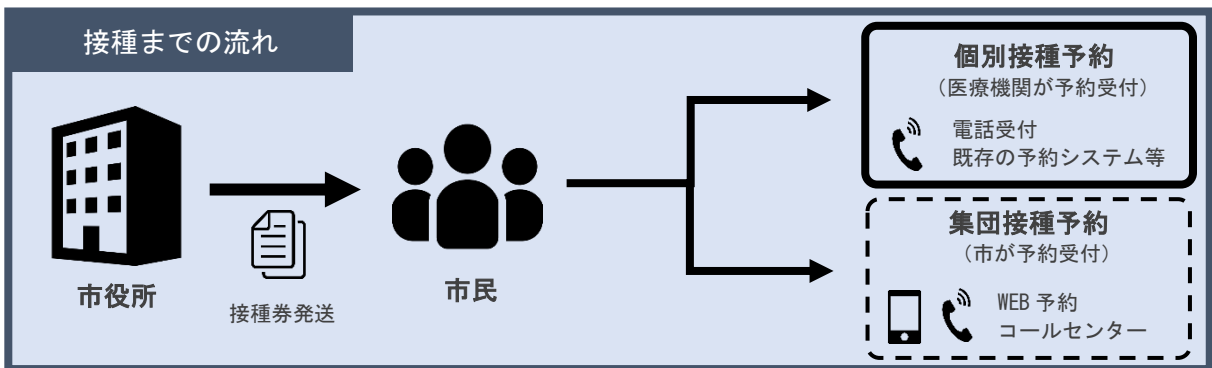


## 第2章 接種体制

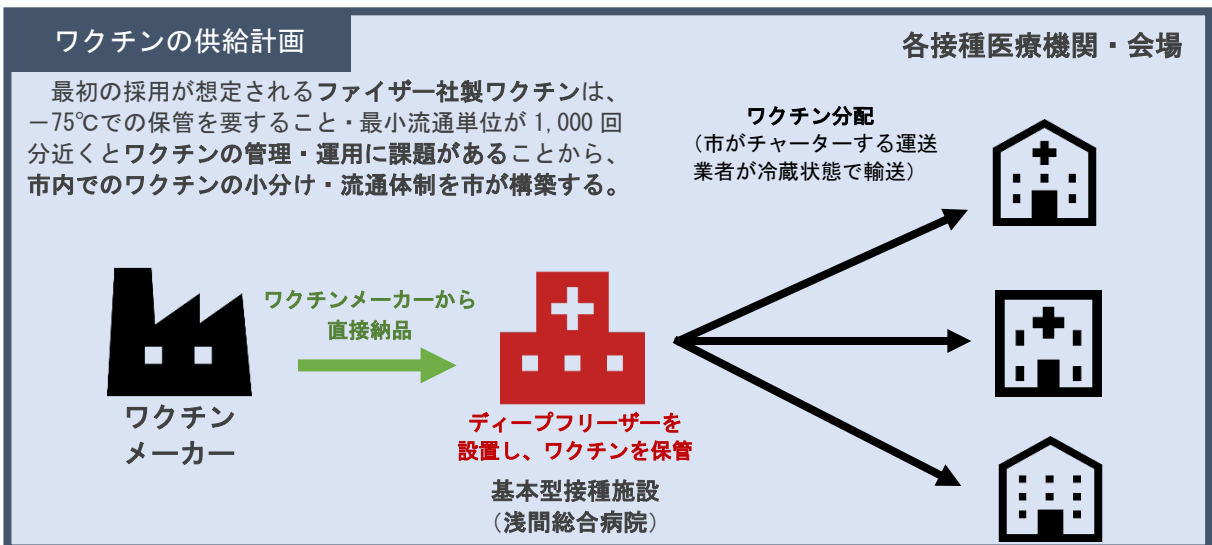
### 1 実施方式

項目	個別接種	集団接種
実施者	佐久医師会・各医療機関	佐久市 (委託先：佐久医師会)
実施機関数 実施会場数	46医療機関	常設2会場、その他1会場
接種日程	各医療機関が設定した接種日	休日(土・日)
回数	1医療機関、1接種日当たり 13回程度を標準とする。	1会場、1日当たり330回程度
医療者・物資等の確保	接種に用いる物資等については、 各医療機関で確保 ※ワクチン及び予診票は市から供給	佐久医師会に再委託し、医療 従事者・物資等の確保

### 2 接種体制案



### 【佐久市における新型コロナウイルスワクチンの供給体制 イメージ図】





### 3 対象者ごとの対応方針等

#### ①高齢者

課題	対応
移動手段の確保 (集団接種者)	1人暮らし高齢者等の接種会場への移動手段として、バスによる送迎を検討
市内高齢者施設等 入所者への接種方法	当該施設の嘱託医又は施設医等がワクチン接種を行うよう調整を図る

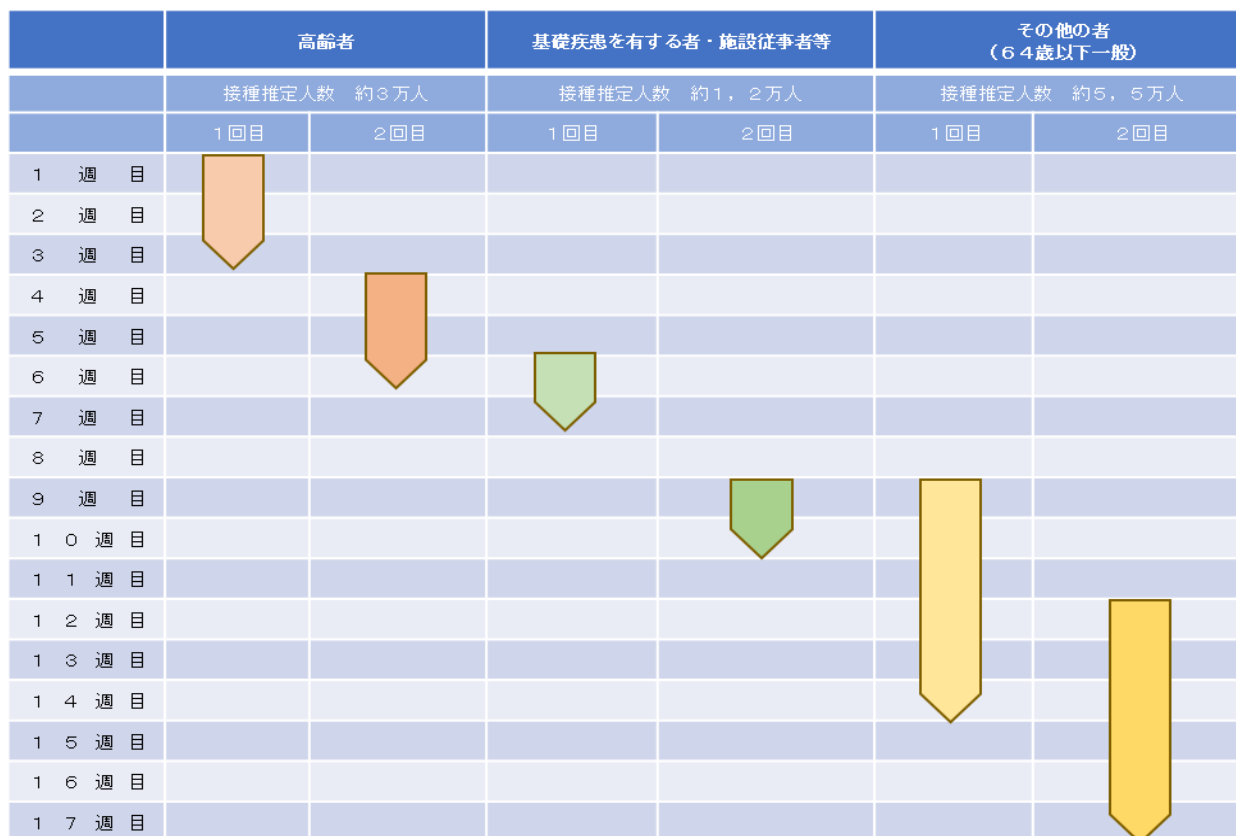
#### ②基礎疾患を有する者

課題	対応
集団接種適否の判断	基礎疾患の重症度により、集団接種ではなく、かかりつけ医等での個別接種を推奨

#### ③その他の者(65歳未満一般)

課題	対応
優先順位の設定について	障害者等国が指定する者、施設入所者(65歳未満の者)など、先行して接種をする者等の優先順位の設定について検討

#### 【接種イメージ図】



### 第3章 事前周知から接種までの流れ

#### 1 接種までの流れ

1	事前周知 【3月1日～】	<ul style="list-style-type: none"><li>・市広報紙「サクラライフ」3月号にも掲示</li><li>・市広報紙「サクラライフ」3月号の配布に併せて、チラシを全戸配布</li></ul>
2	接種券等の発送 【4月1日以降】	<ul style="list-style-type: none"><li>・接種券等（1通目）を対象者の高齢者（約3万人）に送付</li></ul>
3	ワクチンの配分	<ul style="list-style-type: none"><li>・県から佐久市全体分のワクチン割当を受け、市は、医療機関・接種会場ごとの配分量を調整</li><li>・ワクチンを小分けにして市拠点から医療機関に週3回程度の配送を行う。</li></ul>
4	予約開始通知の発送 【4月1日以降】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチンの目途が整い次第、予約開始通知（2通目）を順次発送</li></ul>
5	予約開始 【4月1日以降】	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別接種の場合：各実施医療機関へ直接予約</li><li>・集団接種の場合：コールセンター又はWEB予約システムにて予約</li></ul>
6	接種 【1回目】	<ul style="list-style-type: none"><li>・予約した日時・会場にて接種</li></ul>
7	接種 【2回目】	<ul style="list-style-type: none"><li>・1回目接種と同じ医療機関・会場で接種（原則）</li></ul>

## 第4章 相談・周知・予約体制等

### 1 相談体制

・市民からの問合せ・相談対応

項目	内容	備考
対応方法	コールセンターの設置	
委託業者	株式会社NTTネクシア	
委託時期	令和3年3月15日～	
人員体制	オペレーター8席、管理者1席	
物資等の確保	委託業者にて確保	

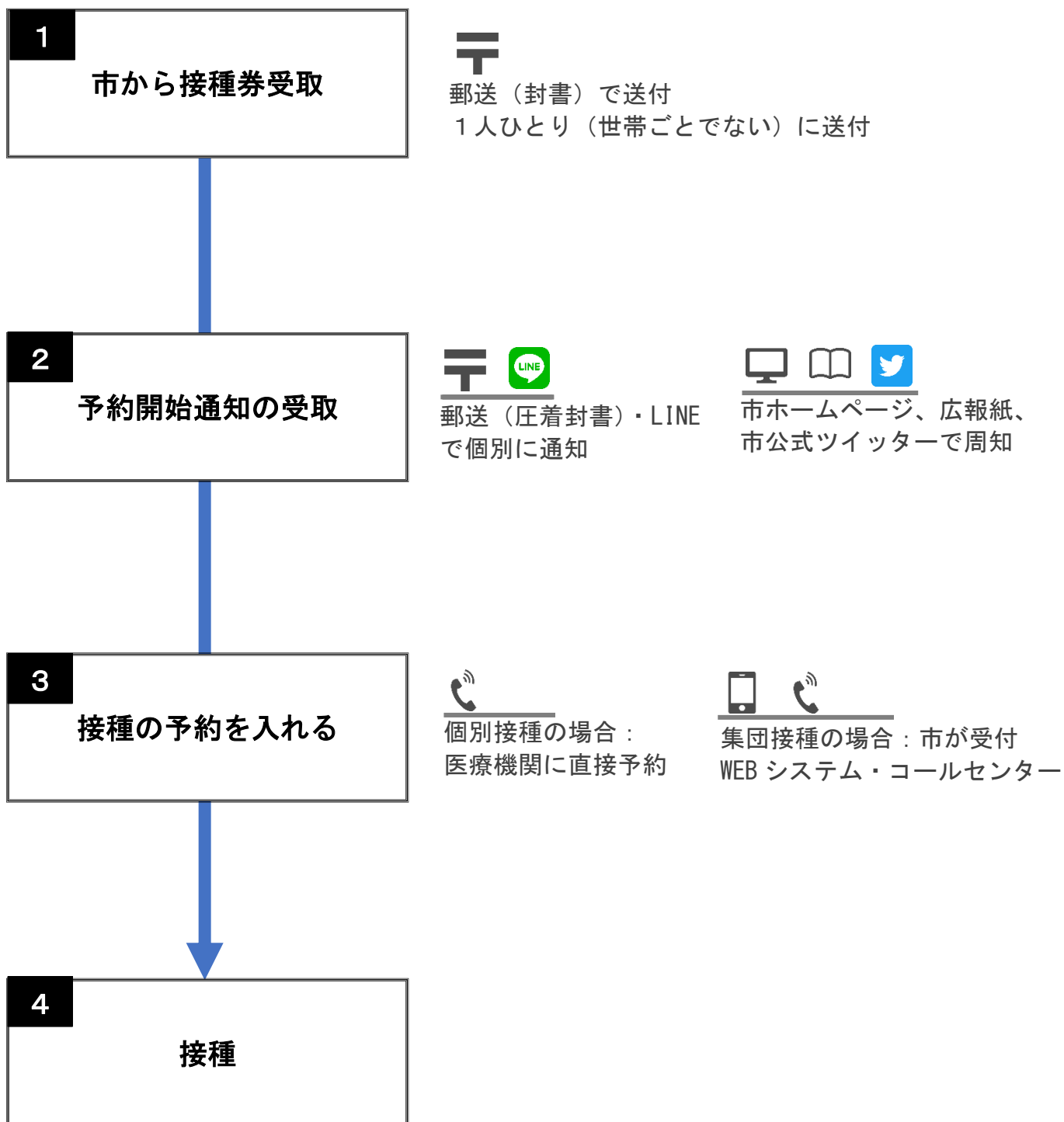
### 2 市民への周知・広報

項目	内容	時期
チラシ配布による周知	市広報紙「サクラライフ」3月号の配布に併せて、接種情報を記したチラシを全戸配布	3月
ホームページへの掲載	市ホームページへ、接種に関する情報を掲載	3月
メディアを活用した周知	FMさくだいら、佐久CATV等による周知	4月以降
SNSを活用した周知	SNSを活用した周知（Twitter等）	4月以降
その他	予約開始通知による周知等	4月以降

項目	周知方法	時期
ホームページへの掲載	市ホームページへ、接種に関する情報を掲載	3月
SNSを活用した周知	SNSを活用した周知（Twitter等）	4月以降

### 3 予約体制

- ・市民から見た利用イメージ及び情報発信等



## 第5章 集団接種の流れ

### 1 当日の流れ

順序	内容	備考
1	予診票の記入	※「2 受付」から「4 接種済証発行」までを「1人当たり6分」で想定
2	予診票チェック・受付	
3	予診・接種	
4	接種済証発行	
5	接種後の経過観察	※15分～30分は接種会場にて待機

#### 現場人員・会場候補地（集団接種）

##### ■ 集団接種を行う際のチーム編成案 (1チームあたり)

職種	人数	役割等
医師 (医療機関に依頼)	2名	予診・接種
看護師 (医療機関に依頼)	4名	予診及び接種介助、 液の充顔・接種後の健康観察
保健師・看護師	6名	問診等
事務・受付・誘導等	10名	検温・受付・誘導 接種済証発行等
計	22名	

##### ■ 集団接種 会場候補地

###### 【常設会場】

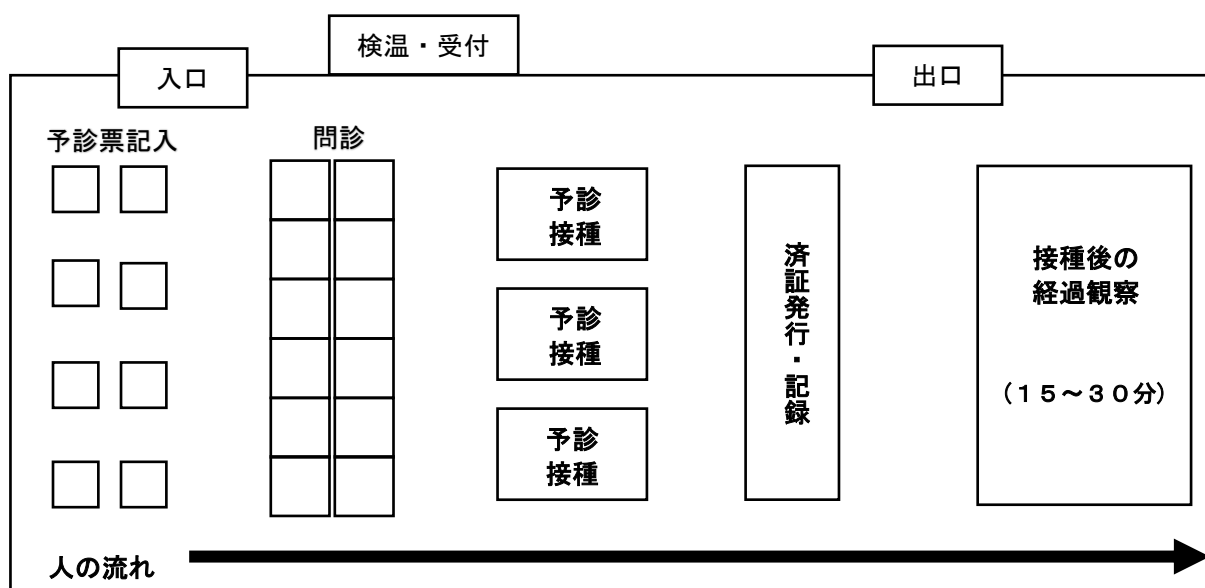
- ・一万里温泉ホテル
- ・佐久平プラザ21

###### 【その他会場】

- ・イオンモール佐久平

※また、常設会場への公費による送迎（シャトルバス等）を計画中

#### 【集団接種会場の設営イメージ図】



## 第6章 自治体連携による共同接種の実施について

### 1 共同接種について

#### 共同接種連携自治体

#### 立科町

### 2 共同接種の概要

新型コロナワクチンは、住所地の自治体で接種を受けることが原則とされていることから、かかりつけ医が隣接する市町村内に所在する場合、かかりつけ医での接種は原則受けられないことになる。

特に、佐久市・立科町が隣接する川西地域においては、住民が両市町の境をまたいで予防接種を受けていることが、従来行っている予防接種等より判明しており、また、ワクチンの供給量が見通せない状況下においては、地域に配分された貴重なワクチンを無駄なく使い切るための体制の構築が求められていることから、共同接種の検討へと至った。

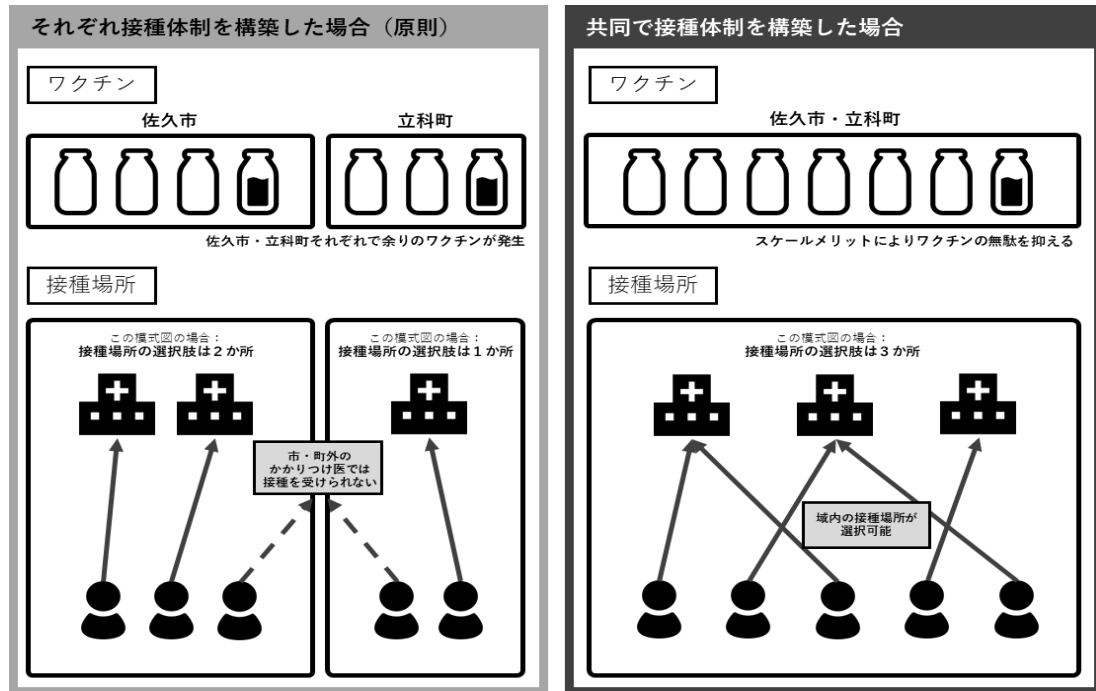
### 3 共同接種の目的

佐久市・立科町が共同で新型コロナワクチンの接種を行うことにより、双方の住民の接種場所の選択肢を増やすとともに、地域に供給されるワクチンを無駄なく使いきる体制を構築することを目的とする。

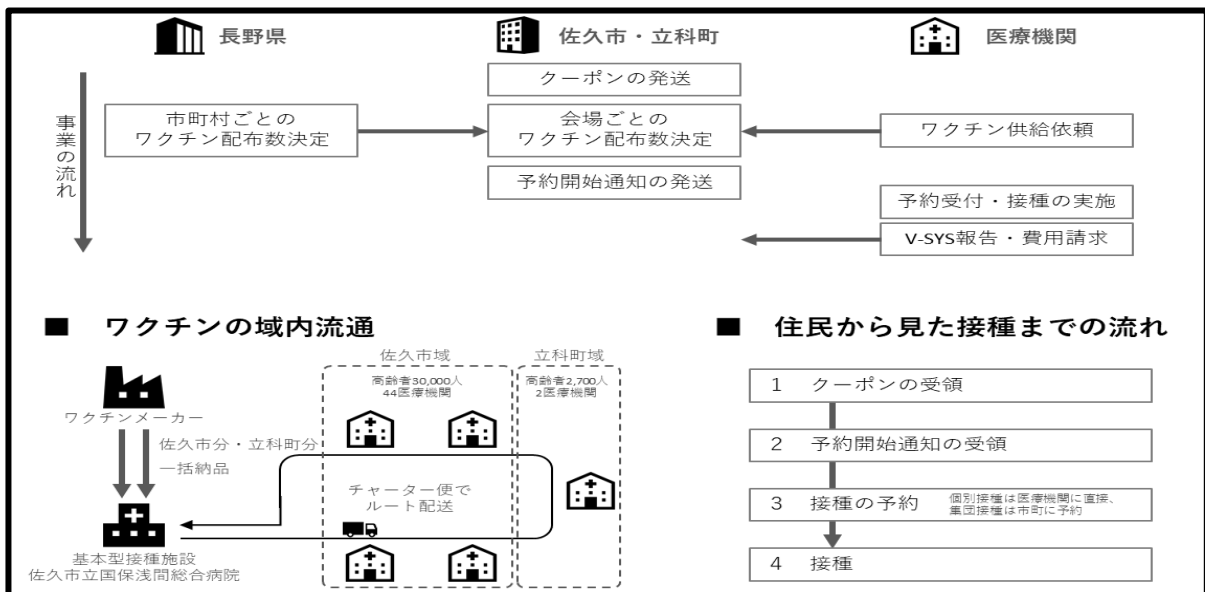
### 4 共同接種の内容

佐久市・立科町が協定を締結し、共同で新型コロナワクチンの接種体制を構築し、一体的に接種を実施する。

【共同接種を行った場合のスケールメリット イメージ図】



【佐久市・立科町の個別接種スキームの概要】



## 第7章 モデルケース接種について

### 1 概要

長野県内における、高齢者65万人に対する当面のワクチン配布数が著しく少ない状況であるため、県域全体へ均等に配布するのではなく、モデル市町村を募集し、モデル市町村として認定された自治体に対し、ワクチンを配布し、接種を行う。

#### (1) 期待される効果

高齢者接種のシミュレーションも兼ねた接種とすることで、ワクチンの供給体制が整った際にスムーズな接種体制が構築されるよう、県でモデル市町村のノウハウを集約し、各市町村へ情報共有を図ることで接種体制の構築を図ることが見込まれる。

#### (2) モデルケース接種について

【(参考)：県が示すモデルメニュー】

メニューA	メニューB	メニューC	メニューD	メニューE
集団接種 住民接種型	集団接種 訪問施設型	個別接種 医療機関型	個別接種 個別訪問型	人口1,000人 程度の町村

佐久市・立科町は、メニューC：「個別接種 医療機関型」へ応募

### 2 実施の目的

佐久市及び立科町が共同で実施する「個別接種を中心とした集団接種との併用方式」による住民接種を本格化する前のプレ実施を行うことで、事前に課題把握を行う。

また、市町村同士が連携した共同実施における、円滑な接種及びワクチンを無駄にしないためのモデルケースを事例として作ることで、小規模町村へのノウハウの共有が図られるとともに、事前の課題把握へ繋がることが見込まれる。

### 3 実施方法

- ① 本格開始期と異なり、被接種者は各医療機関で選定
- ② 実際にワクチンの配分・配送の流れや受付・接種を少ない人数で実施
- ③ モデルケース接種分のワクチンについて、全ての個別接種実施機関に上限配分量を通知



【(参考)：通常の体制の接種開始後とモデルケース接種の違いについて】

モデルケース接種配送日：4月26日(月)

通常接種		モデルケース接種
市民から予約を受付	予約方法	医療機関が選択
受取後に予約	予約開始通知	必要なし

【(参考)：接種サイクル(案)について】

2021年 4月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
	接種券発送 (65歳以上)					
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1
	 (モデルケース)					

2021年 5月 \* 配送日は追ってお示しします。

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

ワクチン接種可能期間 (1回目)

ワクチン接種可能期間 (2回目)

## 第8章 安全性の確保

### 1 救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとしている。新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法附則第7条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の臨時に行う予防接種として行われるものである。

このことから、同法第15条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行う。

### 2 給付の種類

給付の種類	請求者
医療費及び医療手当	予防接種を受けたことによる、疾病について医療を受ける者
障害児養育年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより、政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
障害年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより、政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
死亡一時金	予防接種を受けたことにより、死亡した者の政令で定める遺族
葬祭料	予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行う者

### 3 相談・請求窓口

予防接種後の健康被害に対する救済給付を請求する場合、被接種者は予防接種を実施した市町村に必要な書類を提出することになる。

実施した市町村とは、接種を行った医療機関等の所在地ではなく、接種時の住民票所在地の市町村である。やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受けた場合においても請求窓口は接種時の住民票所在地の市町村となる。

なお、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認めた者が接種を受けた場合は、当該市町村が相談・請求の窓口となる。

また、ワクチン接種後に転居等により住民票所在地が変更となった場合においても、給付が終了するまでは当該市町村が相談・請求窓口となる。

## 【参考】実施計画作成に当たって検討すべき要点

### 1 接種対象者の概数

- ① 医療従事者等（都道府県で把握・・・総人口の3%）
- ② 高齢者数（住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上）
- ③ 基礎疾患を有する者（総人口の6.3%（20～64歳の場合）  
”（総人口の4.9%（20～59歳の場合））
- ④ 高齢者施設等従事者（総人口の1.5%）
- ⑤ 上記以外の者

### 2 接種体制

#### （1）会場の設置

- ①医療機関等で行う場合（実施医療機関、接種可能件数、物資等の確保）
- ②自治体が設置する会場で行う場合（実施施設、接種可能件数、医療者・物資の確保・管理）
- ③巡回等による場合（実施施設、医療者・物資の確保・管理）

#### （2）対象者ごとの調整事項

- ①医療従事者の場合 ※都道府県が調整するため市町村は必須ではない
- ②医療機関において接種を受ける場合
  - ・自施設で行う場合（医療機関、件数、医療者・物資等の確保）
  - ・他施設で行う場合（対象者、接種先医療機関）
- ③医療機関外において接種を受ける場合
- ④会場で行う場合（会場、件数、医療者・物資等の確保）

#### （3）その他

- ①高齢者の場合
- ②高齢者施設入所者の場合
  - ・自施設で行う場合（対象施設、件数、医療者・物資の確保・管理）
  - ・その他の施設等で行う場合（移動手段）
- ③在宅の要介護者等の場合
  - ・①医療機関等で行う場合（移動手段）
  - ・自治体が設置する会場で行う場合及び巡回等による場合（往診等を行う実施医療機関、件数、移動手段、物資の確保・管理）
- ④一般の高齢者（自立可能）の場合

※（１）に加えた特記事項

- ・基礎疾患を有する者の場合

※（１）に加えた特記事項

- ・高齢者施設等従事者の場合  
自施設で行う場合（対象施設）  
各自で接種する場合
- ・一般住民の場合

※（１）に加えた特記事項

### 3 接種時期に実施すべき対応

- ・住民に対する情報提供
- ・接種医療機関の周知（時期・方法）
- ・コールセンター（時期・場所・必要人員・物資等確保の方法）
- ・副反応等に対する対応方法  
（住民への事前の情報提供・副反応が生じたときの相談先等）